

新型コロナ対策つなぎ資金

甲府市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業に支障をきたしている小規模企業者の方を支援するため、山梨県信用保証協会の保証による実質無利子・無担保の資金を融資します。

政府系金融機関等からの融資実行や国の持続化給付金等の支給までのつなぎ資金として、ご活用ください。

新型コロナ対策つなぎ資金

小規模企業者

常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業を主たる事業とするものについては5人）以下の事業を営む者で、次のいずれかに該当すること。

●個人事業主

【事業所が市内にある方】

市内に住所及び主たる事業所を有し、同一事業を引続き1年以上営んでいる者。

【事業所が隣接市町村（※）にある方】

市内に5年以上住所を有し、かつ、引き続き市内に住所を有すると認められる場合で、同一事業を1年以上営んでいる者。

※山梨市、甲斐市、笛吹市、中央市、市川三郷町、昭和町、富士河口湖町

●法人

市内に本店住所及び主たる事業所を有し、同一事業を引続き1年以上営んでいる者。

融資対象

融資限度額

50万円

融資利率

1.8%（約定利息に対し利子補給（1.8%）を行い、**実質無利子**とします。）

保証料率

0%（市3/4、県1/4の割合で保証料を**全額補助**します。）

償還期間

2年以内（据置期間1年以内）

受付期間

令和2年4月23日から令和2年5月29日まで

取扱金融機関

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合

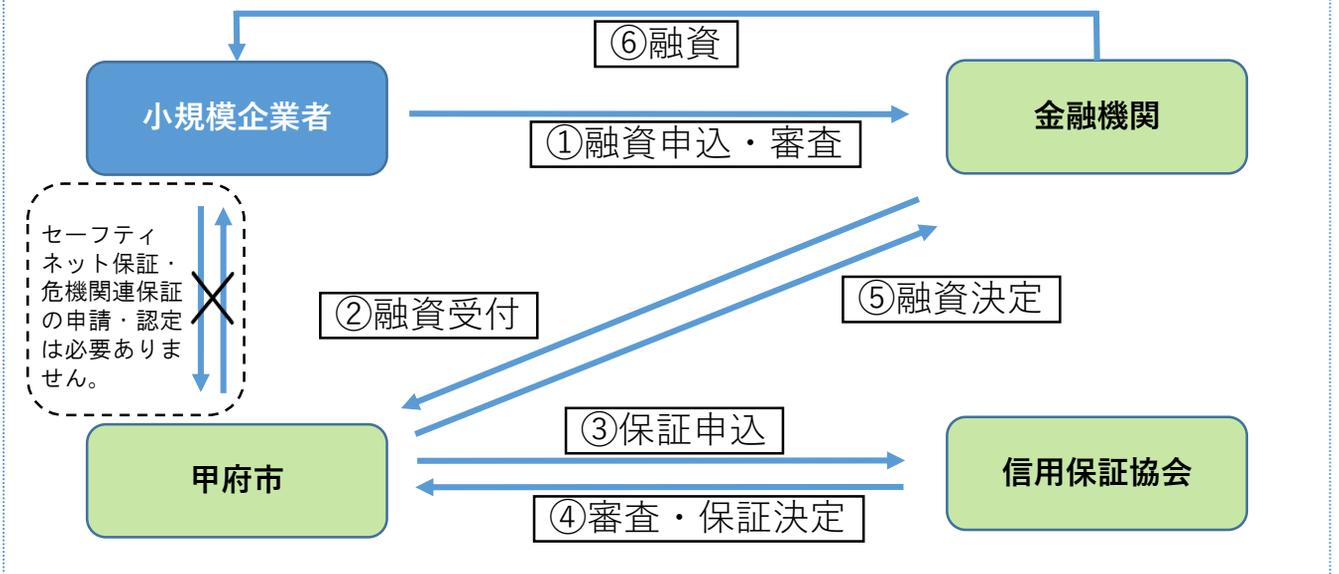
融資条件 （一部抜粋）

- (1) 保証協会の保証対象となる事業を営んでいること。
- (2) 経営の安定及び改善に要する運転資金の融資を受ける者は、自己資本比率が概ね40%未満であること。
- (3) 融資申込み時に納期限の到来した市税を納付していること。
- (4) 融資申込みの日以前1年間において納期が到来した市町村民税の所得割（法人にあっては、法人税割）額が課税されていること。
- (5) 原則として保証協会の保証付きとする。
- (6) 借入金の返済、土地及び建物の購入資金にあてるものは対象としない。

【お問い合わせ先】

甲府市産業部商工課 TEL：055-237-5695 住所：甲府市丸の内1-18-1 本庁舎8階

新型コロナ対策つなぎ資金(運転資金)の手続きフロー



- ・融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- ・新型コロナ対策つなぎ資金(運転資金)の申込みには、セーフティネット保証、危機関連保証の認定は必要ありません。
- ・融資対象は、小規模企業者に限定されます。
※小規模企業者…常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業を主たる事業とするものについては5人)以下の事業を営む者。
- ・詳しくは、甲府市産業部商工課 055-237-5695 までお問い合わせください。
※お電話の受付は平日の8:30~17:15になります。
- ・甲府市ホームページアドレス「新型コロナ対策つなぎ資金(運転資金)」
<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/jigyo/kee/tsunagisikinn.html>

